

常陸太田市立水府小・中学校 一貫教育学校校舎建設基本設計等業務公募型プロポーザルを実施するので、当該業務要領のとおり公告する。

平成 29 年 8 月 31 日

常陸太田市長 大久保 太一

常陸太田市立水府小・中学校 一貫教育学校校舎
建設基本設計等業務公募型プロポーザル実施要領

平成 2 9 年 8 月 2 5 日

常陸太田市

1. プロポーザルの概要

- (1) 名 称 常陸太田市立水府小・中学校 一貫教育学校校舎建設基本設計等業務公募型プロポーザル
- (2) 方 式 公募型プロポーザル
- (3) 背景及び目的

現在、常陸太田市内の小中学校・幼稚園は、少子化の影響により児童生徒・園児数が減少し、学校の小規模化が急速に進んでおり、今後も一層児童生徒・園児数の減少傾向が続くものと推測され、学習指導をはじめ教育活動を遂行する上での支障、また多様なコミュニケーション能力や、社会性の育成の面で様々な課題が生じてくることが懸念されています。

常陸太田市では、子どもたちにとって、より望ましい教育環境を整えるため、平成18年の学校施設検討協議会に引き続き、その第2次として、平成27年8月、常陸太田市学校施設検討協議会を設置し、これからの学校の在り方や学校施設整備の基本的な在り方に係る考えや意見をまとめ、本市における学校の適正規模・適正配置に関する課題の解消に向け、常陸太田市学校施設整備計画を策定したところです。

近年、常陸太田市においては、市域全体で平成22年度に4,560人だった児童生徒数は、平成29年度時点で3,187人にまで減少している。今後更に平成32年度においては、2,775名となり、平成22年度と比較すると約6割まで減少することが予想されており、少子化時代に対応した教育体制の整備は急務となっています。

今回、新校舎建設を計画する常陸太田市水府地区においては、水府小学校と山田小学校の2つの小学校が存在しており、中学校においては、水府中学校1校となっています。特に水府小学校についての平成29年度児童数は59人で、2年生と3年生が複式学級となっており、平成30年度には複式学級が2学級できることが予想しています。また、山田小学校については、平成29年度児童数は50人で、そのうち新入学1年生の数が1名であり、平成30年度から複式学級ができることが予想されます。

統合に当たっては、水府地区の将来的な児童生徒数の推移を見込み、特色ある教育を通して活気ある学校生活の実現を図るため、水府地区の小学校2校を統合すると共に水府中学校を含めた小中一貫教育を進め、また、その際、水府中学校の校舎が49年経過していること、屋内運動場が47年経過していること等、老朽化が著しい状況にあることを踏まえ、水府小・中学校については、小中一貫校による施設一体型の小・中学校校舎建設事業として計画することとしました。

基本、実施設計委託業者の選定については、既存施設の配置状況、将来的な敷地活用及び地域特性等を考慮し、これからの学校建築を見据えたうえで、合理的な設計提案を多角的に求める観点から、公募型プロポーザル方式によることとしました。

(4) 水府小・中学校一貫教育学校のめざす学校像

1. 夢と志を育む学校

- ・一人一人が夢を描き、志をもちながら、自ら鍛えることができる力を育てる。
- ・社会的・職業的に自立し、自主的に考え行動できる力を育てる。
- ・職員間の協働性を強め、児童生徒の夢や志を受け止め、粘り強くきめ細やかな教育活動を展開する。
- ・学校と保護者、地域が、一体となって児童生徒を支援する密度の濃い連携体制を構築する。
- ・児童生徒の「生きる力」（知・徳・体のバランスのとれた力）を確実に育成する。

2. 一人一人が輝く活力ある学校

- ・社会や教育環境を巡る大きな変化の中で、たくましく生き抜いていくための力を育成する。
- ・グローバル社会に対応できる能力の育成と我が国の誇れる文化について、自ら進んで身につけようとする児童生徒を育てる。
- ・自分の役割を自覚し、自己有用感を味わいながら、みんなのために働く児童生徒を育てる。
- ・充実感、達成感を味わうことができるよう、体験活動等の充実を図る。
- ・自分たちの学校に誇りのもてる児童生徒を育てる。

3. 地域とともに歩む学校

- ・郷土のよさに気づき、改めて発見し、それらを発展させようとする意志と意欲を育てる教育活動を展開する。

- ・郷土や学校のよさを他に伝え、誇ることができる児童生徒を育てる。
 - ・地域の活動に積極的に参加し、各活動をとおして相互に交流する中で、より深い信頼関係を築く。
4. 思いやりをもった子どもを育て、優しさと笑顔あふれる楽しい学校
- ・相手の話をよく聞き、自分の考えをしっかりと伝える事ができる力を育てる教育活動を展開する。
 - ・人権感覚を高める教育活動を推進する。
 - ・長所を伸ばし、自らをしっかりと見つめることができる教育活動を展開する。
 - ・人との関わりを大切にし、思いやりにあふれる児童生徒を育てる。

(5) 担当課 <契約関係> 常陸太田市総務部契約管財課
 〒313-8611 常陸太田市金井町 3690 番地
 TEL : 0294-72-3111 FAX : 0294-72-3002
 E-mail : keikan1@city.hitachiota.lg.jp

<業務内容関係> 常陸太田市教育委員会教育総務課
 所在・電話番号は上記に同じ
 FAX : 0294 - 72 - 4555
 E-mail : gakumu1@city.hitachiota.lg.jp

2. 業務の概要

- (1) 業 務 名 常陸太田市立水府小・中学校 一貫教育学校校舎建設基本設計等業務
 (2) 業務内容 校舎の新築工事に係る基本設計及び実施設計（建築確認期間を含む）
 (3) 施行場所 常陸太田市町田町 6 9 6 番地
 (4) 履行期間 平成 29 年 11 月から平成 30 年 3 月（基本設計に時間を要する場合はこの限りではない）

3. 発注者 常陸太田市

4. 参加資格要件

(1) 資格要件

参加は、単独企業、共同企業体を問わない。ただし、共同企業体での参加の場合であっても、その全ての者が以下の要件を満たしていることとする（下記②及び③については、共同企業体を構成する者のうち、1 者以上が要件を満たしていれば可とする。）。

- ① 常陸太田市建設コンサルタント業務等入札参加資格要項（平成 16 年 11 月 30 日告示第 115 号）第 8 条に規定する平成 29・30 年度有資格者名簿に登録されている者であること。
- ② 平成 9 年以降、日本国内における木造公共建築物（混合構造含む）の新增築の設計実績（1,000 m²以上）があること（発注者が、国及び地方公共団体（独立行政法人等これに準じる機関も含む。）を問わない。また、共同企業体の構成員での実績を含む。ただし、建築物の大規模な修繕若しくは大規模な模様替えは除く。）。
- ③ 平成 9 年以降、小中学校の校舎の新增改築の設計実績（3,000 m²以上）があること。（共同企業体の構成員での実績も含む。）
- ④ 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく常陸太田市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ⑥ 常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 2 年常陸太田市告示第 21 号）に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者で

ないこと。（更正手続きの開始決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に市長が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）

⑧ 対象業務に関して、他の提出者の協力事務所になっていないこと。

⑨ 共同企業体の場合は、建築関連業務共同企業体協定書（別紙様式）に準じた協定書が交わされていること。

（２）業務従事者の資格等

① 管理技術者及び主任技術者は建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。

② 管理技術者及び主任技術者は、本件提案者と３か月以上の常勤雇用関係にあること。

③ 管理技術者と主任技術者は兼任しないこと。

④ プロポーザル参加表明書に記載した管理技術者及び主任技術者及び建築設計担当者並びに構造設計担当者は、設計者として選定され常陸太田市と契約した場合は、必ず本業務を担当すること。

５．事業計画の概要（設計条件）

（１）施設概要

① 施設名称 常陸太田市立水府小・中学校 一貫教育学校校舎

② 計画地

所在地 茨城県常陸太田市町田町 6 9 6 番地

敷地面積 29,552 m²

地区規制等 都市計画区域外

③ 児童生徒数及び学級数等

小学校（H29.4.1現在） 上段：児童数 下段：学級数

学校名	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	通常の 学級	特別支 援学級	合計
水府小	7 1	7 1 (複式)	5 1	9 1	16 1	12 1	56 5	3 1	59 6
山田小	1 1	10 1	9 1	8 1	10 1	9 1	47 6	3 2	50 8

中学校（H29.4.1現在） 上段：生徒数 下段：学級数

学校名	1 年	2 年	3 年				通常の 学級	特別支 援学級	合計
水府中	20 1	28 1	20 1				68 3	2 2	70 5

（２）設計内容（予定）

① 延床面積 校 舎 4,500 m²程度

② 構 造 校 舎 木造

③ 工事費概算額 校 舎 約 1,200,000 千円（建築・電気・機械等）

屋内運動場 約 500,000 千円（建築・電気・機械等）

その他工事 約 200,000 千円（外構・解体等）

④ 主要諸室 別表参照

⑤ 事業スケジュール（予定）

基本実施設計業務 平成 2 9 年 1 1 月～平成 3 0 年 3 月

(基本設計が時間を要する場合はこの限りではない)

建設工事

・校舎	平成30年12月～平成31年12月
・校舎解体	平成32年3月～平成32年8月
・屋内運動場	平成32年8月～平成33年2月
・屋内運動場解体	平成33年6月～平成33年11月
・外構・グラウンド	平成34年6月～平成35年2月

(各施設の工期等は予定であり、変更する場合がある)

⑥ 学校施設の条件等

(ア) 学校施設の象徴性について

水府地区としての特性や周辺地域の特性を考慮するとともに、周辺の豊かな自然環境と調和を図る施設とする。また、児童生徒及び教職員のみならず地域住民もが愛着と誇りをもてる個性ある学校づくりを目指す。

(イ) 配置計画について

- ①校舎建設時に際しては、既存の校舎を活用することを前提に計画し、新校舎と既存施設との効率的な動線を確保する。
- ②合理的な敷地利用の観点から、校舎、屋内運動場及びグラウンド（野球場・サッカー場・遊具ゾーン等）の配置についても、本校の立地性や特性を考慮し、有効な敷地利用を計画する。なお、プールについての計画はしない。
- ③将来の各施設部分の施設機能、施設需要等の変動に応じ、各施設部分の配置を変更することも可能な柔軟な計画とする。
- ④中型バス4台の駐車及びロータリーゾーンを確保し、進入については東側市道からのアプローチとする。

(ウ) 施設整備の方針について

- ①柔らかで温かみのある感触や優れた調湿効果による学習環境を確保した学校とする。また、将来の各施設部分の施設機能、施設需要等の変動に応じ、建物の自由な空間構成を可能とする適応性のある建物とするため、木造とする。
- ②多様な学習内容・学習形態による活動を可能とするなど、高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設とする。
- ③日照、採光、通風等に配慮した環境を確保するとともに、障害のある児童生徒にも配慮しつつ、防災性、防犯性など安全性を備えた、健康的かつ安全で豊かな施設とする。
- ④バリアフリー対策を図るなど、地域住民にとって交流、連携・協力の拠点として身近で使いやすい施設とする。
- ⑤地域の歴史・伝統文化に触れ、それらを生かした教育ができる施設とする。
- ⑥災害に対して安全・安心を確保できる強い施設とし、一時的な地域の避難所としての役割を果たす施設とする。
- ⑦地場産材（木材等）の活用を図る。

(エ) 小中一貫校施設整備について

- ①小中一貫校として、9年間を見通した教育活動ができる施設環境、学年段階の区切りに対応したゾーニングや教室環境、年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できる各室・空間や動線を意図的に計画する。
- ②児童生徒が9年間同一施設を利用するため、児童生徒の発達段階、利用内容に応じ、安全性を備えた施設環境とする。
- ③小・中学校の教職員が連携して教育内容の充実や学校運営の円滑化を図ることができる管理関係室を計画する。
- ④4-3-2制等への移行も可能となるよう配置計画を配慮する。

(オ) コスト縮減等について

- ①使用目的ごとの部屋等をコンパクトにまとめ、多目的・多様な使用に応じられる部屋を計画するなど、イニシャルコストの低減を図る。
- ②施設の耐久化と長寿命化、省資源及び省エネルギー等を踏まえた将来の維持管理までをトータルして考えたライフサイクルコストの低減を図る。

(カ) その他

- ①学校給食については、給食センター方式を採用する。
- ②小学校施設整備指針及び中学校施設整備指針（文部科学省大臣官房教育施設企画部監修）を十分考慮した計画とする。
- ③建築基準法，消防法，茨城県条例など各法律に適合するものとする。

別表 主要諸室

普通教室	普通教室（小学１年生～６年生用）	６室
	普通教室（中学１年生～３年生用）	３室
特別支援教室	特別支援教室（小学生用）	２室
	特別支援教室（中学生用）	２室
多目的スペース	多目的教室（普通教室との密接な連携）	適宜
	多目的室（会議室・ＰＴＡ室・地域交流室）	適宜
特別教室	英語教室（準備室含）	１室
	理科室（準備室含）	適宜
	家庭科室（準備室含）	１室
	音楽室（準備室含）	１室
	図画・工作・技術室（準備室含）	１室
	メディアセンター（図書室・ＰＣ室）	適宜
	教育相談室	適宜
管理諸室	校長室	１室
	職員室（印刷スペース，給湯スペース含）	１室
	保健室	１室
	生徒会室	１室
	放送室	１室
	教材室	適宜
	書庫	適宜
	更衣室（男女）	２室
その他	玄関（昇降口）	適宜
	職員玄関	適宜
	エレベータ（２階建の校舎を提案する場合）	適宜
	配膳室	適宜
	トイレ（職員用）	２室
	児童用トイレ（小中学生兼用）	適宜
	ポンプ室	１室

6. プロポーザルの提案課題

本プロポーザルにおいて、計画概要を踏まえ、この要項にある『10 提出書類』の項に従って提案して下さい。なお、技術提案書における提案課題は次によるものとするほか、当該課題に関連する内容であれば、計画概要で定める建設費の範囲内で、施設の計画に新たな提案を盛り込むことも可能とします。

《提案課題》

(1) 配置計画について

- ・新校舎と既存施設との動線確保
- ・校舎、屋内運動場、グラウンド（野球場・サッカー場・遊具ゾーン等）の配置及び有効な敷地利用計画
- ・将来の各施設機能、施設需要等の変動に応じた、配置変更計画
- ・中型バス4台の駐車及びロータリーゾーンを確保した、アプローチ
- ・将来の教室数の増減への対応

(2) 施設整備の方針について

- ・柔らかで温かみのある感触や優れた調湿効果による学習環境の確保
- ・多様な学習内容・学習形態による活動への配慮
- ・日照、採光、通風等に配慮した環境
- ・バリアフリーなど障害のある児童生徒への配慮
- ・防災性、防犯性などの安全性や地域の避難所としての配慮

(3) 小中一貫校施設の整備について

- ・小中一貫校として、9年間を見通した教育活動ができる施設環境
- ・学年段階の区切りに対応したゾーニングや教室環境
- ・年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できる各室・空間や動線
- ・児童生徒の発達段階、利用内容に応じた施設環境
- ・小・中学校の教職員が連携できる施設計画
- ・4-3-2制等への移行を見据えた配置計画

(4) コスト縮減等について

- ・イニシャルコストの低減
- ・施設の耐久化と長寿命化
- ・将来を見据えたライフサイクルコストの低減
- ・再生可能エネルギーの活用
- ・工事中の安全や教育環境の確保

(5) 木造校舎の建築について

- ・地場産材（木材等）の活用
- ・木の魅力や特性を活かした建築及び具体的な建築工法

7. プロポーザルの審査及び選定方法

- (1) 審査・選定方法 本プロポーザルは、審査委員会による二段階審査方式で行います。

第一段階審査は、応募者からの提出書類等により、ヒアリングを求める者を8者程度選定します。

第二段階審査は、ヒアリング要請者を対象として、提出書類を用いてヒアリングを行い、最優秀者等を選定します（第一段階審査の結果は評価しません。）。

- (2) 評価基準

評価は、「常陸太田市立水府小・中学校 一貫教育学校校舎建設基本設計等業務評価基準別紙1」（以下、「評価基準」という）に基づき行います。

8. スケジュール

- ① 実施要項の公告（常陸太田市ホームページ掲載） 平成29年8月31日（木）
- ② プロポーザル参加表明書の提出期間
平成29年9月4日（月）～平成29年9月13日（水）
- ③ 現地見学会（希望者のみ。事業者ごとに3名まで（共同企業体の場合も同じ））
平成29年9月14日（木）午後1時30分～午後4時
会場 常陸太田市立水府中学校
- ④ 技術提案書の提出に係る質問受付期間
平成29年9月15日（金）～平成29年9月29日（金）
- ⑤ プロポーザル技術提案書の提出期間
平成29年9月25日（月）～平成29年10月11日（水）

- ⑥ 第一段階審査（書類選考） 平成 29 年 10 月中旬
- ⑦ 第一段階審査結果発表及び通知 平成 29 年 10 月下旬
- ⑧ 第二段階審査（ヒアリング） 平成 29 年 10 月下旬
- ⑨ 第二段階審査結果発表及び通知 平成 29 年 11 月上旬

※「③現地見学会」に参加する事業者は、「現地見学会参加申込書別紙 2」を記入のうえ、参加表明書と同時に教育総務課あて提出してください。

9. プロポーザルの作成上の基本事項

プロポーザルは設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではありません。具体的な設計作業は、審査後に開催する検討委員会で策定した基本計画に基づき、発注者と協議のうえ開始することとします。

10. 提出書類

（1）プロポーザル参加表明書

- ① 参加表明書表紙（様式 1）
- ② 事務所の技術者・資格（様式 2）
- ③ 管理技術者・主任技術者（様式 3）
- ④ 協力事務所（様式 4）
- ⑤ 木造公共建築物（混合構造含む）の設計業務実績（様式 5）
※添付資料として、様式 5 に記載した業務の契約書（写し）をそれぞれ 1 部提出してください。
- ⑥ 小中学校校舎・類似校舎の設計業務実績（様式 6）
※添付資料として、様式 6 に記載した業務の契約書（写し）をそれぞれ 1 部提出してください。
- ⑦ 木造公共建築物（混合構造含む）の設計業務実績（様式 7）
- ⑧ 小中学校校舎・類似校舎の設計業務実績（様式 8）

注）共同企業体で参加する場合

- ⑨ 建築関連業務共同企業体協定書（別紙様式）
- ⑩ 建築設計入札参加資格審査申請書（建築関連業務共同企業体用）（別紙様式）

（2）技術提案書

- ① 技術提案書表紙（様式 9）
- ④ 業務工程計画（様式 10）
- ⑤ 業務実施方針（業務の進め方・取組体制）（様式 11）
- ⑥ 課題に対する提案①～⑤（様式 12～様式 13）
- ※「常陸太田市立水府小・中学校 一貫教育学校校舎建設基本設計等業務公募型プロポーザル 様式一覧別紙 3」を参考に記載してください。
- ※様式の余白については自由に設定してしても可。

11. プロポーザル参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

- （1）提出方法 参加表明書の提出書類（様式 1 から様式 8 まで）を 5 部（1 部は製本せず、クリップ留めとすること）、共同企業体の場合は、参加表明書以外に別紙様式各 3 部（切手貼り付け済の返信用封筒添付）を持参又は郵送すること。
- （2）提出先 常陸太田市総務部 契約管財課
- （3）提出期限 平成 29 年 9 月 13 日（水）午後 5 時まで（必着）
- （4）参考資料 本プロポーザルを実施するにあたり、次に掲げる参考資料を公表します。
・現状配置図（付近見取図）

- ・平成 29 年度施設台帳（水府中学校のみ）
- ・用地測量図、地積計算書（現在測量等実施中であり 9 月下旬以降提供可能）

（注 1）教育委員会との事務連絡のため、参加表明書を提出した事業者は、以下のアドレスに件名を「【事業者名】プロポ参加表明」とし、本プロポーザルにおける連絡担当者名を記載のうえ、メールを送信してください。 E-mail : gakumul@city.hitachiota.lg.jp

12. プロポーザル技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限

- （1）提出方法 技術提案書の提出書類（様式 9 から様式 13 まで）を 13 部持参又は郵送すること（1 部は製本せず、クリップ留めとすること。また、様式 9 は製本しないこと。）。
- （2）提出先 常陸太田市総務部 契約管財課
- （3）提出期限 平成 29 年 10 月 11 日（水）午後 5 時まで（必着）

13. プロポーザル提出書に関する質問の受付及び回答

質問は、原則として文書（様式は自由としますが、規格は A 4 判とします。）を持参、郵送又は電子メールにより受け付けます。

- ① 受付担当課 常陸太田市教育委員会 教育総務課
- ② 受付期間 平成 29 年 9 月 15 日（金）～平成 29 年 9 月 29 日（金）

（注 1）質問に対する回答は、質問受付の締切日から 7 日以内に参加者全員に対して電子メールにて回答します。

（注 2）常陸太田市立水府小・山田小・水府中学校では、本件に関する質問の回答及び資料の提供は一切行いません。

14. 審査の結果及び通知

- （1）第一段階審査及び結果の通知
審査委員会が、提出された「提案書」を基にヒアリング要請者を 8 者程度選定し、選定された者にヒアリング参加要請書を送付します。また、選定されなかった者にも通知します。
- （2）第二段階審査及び結果の通知
審査委員会が、ヒアリング要請者からの提出書類を基にヒアリングを実施し、評価基準に基づき総合的に審査のうえ、本業務に最適な候補者を選定します。選定された者に対して所定の手続きが終了次第、その旨を書面により通知します。また、選定されなかった者に対しても、その旨を書面にて通知します。

15. ヒアリングの実施

- （1）日 程 平成 29 年 10 月下旬
 - （2）場 所 後日指定（ヒアリング要請に合わせ通知する）
 - （3）方 法
 - ① ヒアリング時間は 30 分程度（説明 15 分程度 質疑 10 分程度 交代 5 分）
 - ② ヒアリングでは、自室の出席時間以外の入室（傍聴）を認めません。
 - ③ ヒアリングでの入室は、3 名までとします。
 - ④ 技術提案書に基づき説明を行ってください。また、文字、イラスト等を見やすくするため、提案書の一部を拡大表示すること等は可能ですが、追記や技術提案書にない新たな内容は不可とします。
- ※説明のための資料（模型を含む）を追加して提出することも不可とします。

16. 業務の委託等

- （1）契約の交渉

常陸太田市は、最も優れた提案書の提出者として選定された者と、設計委託の契約の交渉を行うものとします。辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとします。

(2) 設計業務委託料

設計業務委託料は常陸太田市が定める方法により算出して得た額を上限として、随意契約により締結します。

(3) その他

発注者は、契約後の設計業務（基本・実施設計）において、技術提案書の提案内容に拘束されません。

17. 失格事項

(1) 参加表明書及び技術提案書が次に掲げる事項に該当するときは失格とします。また、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とします。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 応募者が、次に掲げる事項に該当するときは、失格とします。

- ① 応募者が、この要項に定める手続き以外の方法により、審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接または間接に求めた場合
- ② プロポーザル関係書類を複数案提出した場合
- ③ ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
- ④ 応募者が他応募者の協力事務所となっていた場合
- ⑤ その他審査委員会が不相当と認めた場合

18. 参加報酬等

参加者への報酬はありません。

19. その他の留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）によるものとします。
- (2) プロポーザルに記載した予定技術者（協力事務所）は、傷病、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き変更できないものとします。
- (3) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。また、常陸太田市は、参加表明書及び技術提案書を保存及び図録等により公表する権利を有するものとし、その使用料等は無償とします。
- (4) 参加表明書及び技術提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。
- (6) このプロポーザルに応募した者は、この実施要項に同意したものとみなします。

常陸太田市立水府小・中学校 一貫教育学校校舎建設基本設計等業務公募型プロポーザル評価基準

1 基本的な評価基準

受託者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を本業務に最適な候補者とします。

2 第一段階審査

審査委員会で、応募者より提出された参加表明書（事務所の技術者・実績）と技術提案書（課題に対する提案）を基に審査し、ヒアリング要請者を8者程度選定します。

- (1) 参加表明書の各評価項目の評価基準は、事務局にて採点し、審査委員会に諮るものとします。参加表明書の各評価項目に配分する得点・採点方法は次のとおりとします。

番号	評価項目	配点
1	事務所の技術者・資格（様式2）	10
2	管理技術者・主任技術者、協力事業所（様式3、4）	10
3	事務所の業務実績（木造公共建築物（混合構造含む））（様式5）	20
4	事務所の業務実績（小中学校校舎・類似校舎）（様式6）	20
5	事務所の木造公共建築物（混合構造含む）の業務実績（様式7） 事務所の小中学校校舎・類似校舎の業務実績（様式8）	20
計		80

ア 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。

イ 評価は配点が10点の場合、A=10点、B=7点、C=5点とします。

ウ 配点が20点の場合、A=20点、B=15点、C=10点とします。

- (2) 各審査委員は、次の技術提案書（課題に対する提案）を基にヒアリング要請点数として採点します。各評価項目に配分する得点・採点方法は次のとおりとします。

番号	評価項目	配点
1	配置計画、施設整備の方針について（様式12）	40
2	小中一貫校施設の整備、コスト縮減等、木造校舎の建築について（様式13）	40
計		80

ア 各評価項目について、A、Bの2段階評価を行います。

イ 評価は、A=40点、B=30点、とします。

- (3) 参加表明書の評価項目の得点と技術提案書の得点の合計点の多いものから8者程度をヒアリング要請者とします。

3 第二段階審査

審査委員が、ヒアリング要請者から提出書類を基にヒアリングを実施し、評価基準に基づき総合的に審査のうえ、本業務に最適な候補者、次点者を選定します。

- (1) 各審査委員は、技術提案書の各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。
- (2) 技術提案書の各評価項目に配分する得点・採点方法は次のとおりとします。

番号	評価項目	配点
1	業務工程計画（様式 10） 業務実施方針（様式 11）	10
2	配置計画について（様式 12）	30
3	施設整備の方針について（様式 12）	20
4	小中一貫校施設の整備について（様式 13）	30
5	コスト縮減等について（様式 13）	20
6	木造校舎の建築について（様式 13）	30
計		140

ア 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。

イ 評価は配点が30点の場合、A＝30点、B＝20点、C＝10点とします。

ウ 配点が20点の場合は、A＝20点、B＝15点、C＝10点とします。

エ 配点が10点の場合、A＝10点、B＝7点、C＝5点とします。

- (3) 各審査委員の技術提案書の評価項目の得点の平均点の合計の最も多いものを、本業務に最適な候補者として（第一段階審査の結果は評価しません。）。

- 4 評価点の最も高い者が2人以上ある場合
審査委員の多数決により決定します。

- 5 ヒアリングを欠席した審査委員の評価点の取扱い
審査委員がヒアリングを欠席した場合、その審査委員の評価点は無効とします。

常陸太田市教育委員会 教育総務課 あて

現地見学会参加申込書

業務名	常陸太田市立水府小・中学校 一貫教育学校校舎建設基本設計等業務		
区 分	現地見学	日 時	平成 29 年 9 月 14 日（木）午後 1 時 30 分～午後 4 時
事業所名		参加者氏名	

(連絡担当者) 事業所名_____

担当者名_____

常陸太田市立水府小・中学校 一貫教育学校校舎建設基本設計等業務公募型プロポーザル提出書類様式一覧

(参加表明書)

区 分		作成上の基本事項	様式
参加表明書	参加表明書表紙	—	様式 1
	事務所の技術者・資格	1 人の技術者が 2 以上の業務に従事する場合は、主たる担当のみ記載し、重複しないでください。	様式 2
	管理技術者・主任技術者	業務実績の件数は、各担当それぞれ 3 件までとします。	様式 3
	協力事務所	業務の一部を再委託する場合記入します（一つの協力事務所で 1 枚とする）。	様式 4
	公共木造建築物（混合構造含む）の設計業務実績	記入件数の上限は 10 件とする。1 枚に記入できない場合は 2 枚までとします。	様式 5
	小中学校校舎・類似校舎の業務実績	記入件数の上限は 5 件とします。1 枚に記入できない場合は 2 枚までとします。 なお、同種とは小中学校の校舎の設計とし、類似とは高等学校、大学等の校舎の設計とします。 ※木造校舎の設計実績の有無は、参加資格に影響しませんが、審査にて考慮するものとします。	様式 6
	事務所の業務実績 （公共木造建築物）	様式 5 に記載した実績のうち、設計者が特にアピールしたい建築物 1 件を選択し、その設計コンセプトや特徴等記載してください。また、建築後の課題や反省点についても記載してください。	様式 7
	事務所の業務実績 （小中学校・類似校舎）	様式 6 に記載した実績のうち、設計者が特にアピールしたい建築物 1 件を選択し、その設計コンセプトや特徴等記載してください。また、建築後の課題や反省点についても記載してください。	様式 8

(技術提案書)

区 分		作成上の基本事項	様式
技術提案書	技術提案書表紙	— ※製本しないでください。	様式 9
	業務工程計画	業務区分はなるべく詳細に設定してください。 ※工程期間は平成 30 年 8 月を超えないこと。	様式 10
	業務実施方針	業務実施方針、取組体制、設計チームの特徴、業務フローやその他の業務実施上の配慮等を簡潔に記載してください。	様式 11

（技術提案書 課題に対する提案）

業務内容を考慮し、次のテーマに関する提案をもとめ、その的確性、独創性、実現性を評価します。

区 分	作成上の基本事項	様式
技術提案書 （課題に対する提案）	※イメージパース等を使用し、外観、内観をわかりやすく表現したものであること。 ※下記の課題についてアイデアを盛り込んだ内容であること。 ・新校舎と既存施設との動線確保や、校舎、屋内運動場、グラウンド（野球場・サッカー場・遊具ゾーン等）の配置及び有効な敷地利用計画。 ・将来の各施設機能、施設需要等の変動に応じた、配置変更について。 ・中型バス4台の駐車及びロータリーゾーンを確保した、アプローチ。 ・将来の教室数の増減への対応。 ・柔らかかで温かみのある感触や優れた調湿効果による学習環境の確保。 ・多様な学習内容・学習形態による活動への配慮。 ・日照、採光、通風等に配慮した環境。 ・障害のある児童生徒への配慮。 ・防災性、防犯性などの安全性や地域の避難所としての配慮。	様式 12 A 3 判 2 枚以内
	※イメージパース等を使用し、ゾーニングや各部屋の配置、動線等わかりやすく表現したものであること。 ※下記の課題についてアイデアを盛り込んだ内容であること。 ・小中一貫校として、9年間を見通した教育活動ができる施設環境。 ・学年段階の区切りに対応したゾーニングや教室環境。 ・年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できる各室・空間や動線。 ・児童生徒の発達段階、利用内容に応じた施設環境。 ・小・中学校の教職員が連携できる施設計画。 ・4-3-2制等への移行を見据えた配置計画。 ・イニシャルコストの低減。 ・ライフサイクルコストの低減及び長寿命化（想定される定期的なメンテナンス方法とその実施期間等）や木材の劣化を防止するための配慮。 ・再生可能エネルギーの活用や、工事中の安全及び教育環境の確保策。 ・地場産材（木材等）の活用について提案してください。 ・木の魅力や特性を活かした建築及び具体的な建築工法。	様式 13 A 3 判 2 枚以内

注1）様式5、様式6、様式8、様式9については、事業所として実績があれば可とします。 注2）製本は、提出書類の左上一箇所ホチキス留めとし、A3判はA4判に折り込みしてください。